

カジノ管理委員会第50回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和4年3月10日 14時00分～15時40分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 並木事務局長、坂口次長、清水総務企画部長、和田監督調査部長、堀課長（議事担当課）、岩橋監察官（議事担当課）、堀内監督総括課長（議事担当課）、小森調査課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

(1) 令和4年度カジノ管理委員会政策評価実施計画（案）について

総務企画部長より、「令和4年度カジノ管理委員会政策評価実施計画（案）」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

2 その他の案件

(1) 令和3年度業務監査結果について

監察官より、「令和3年度業務監査結果」について報告があった。

(2) 特定複合観光施設区域整備法等に定める免許関連手続の概要について

監督調査部長より、「特定複合観光施設区域整備法等に定める免許関連手続の概要」について説明があった。

(参考)

- ・行政手続法（平成5年法律第88号）

（申請に対する審査、応答）

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(情報の提供)

第9条 (略)

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

・特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）

（免許の申請）

第40条 認定設置運営事業者は、前条の免許を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置
- 三 行おうとするカジノ行為の種類及び方法
- 四 カジノ施設の構造及び設備の概要
- 五 使用しようとするカジノ関連機器等の種別その他カジノ関連機器等に関しカジノ管理委員会規則で定める事項
- 六 申請者の役員の氏名又は名称及び住所
- 七 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- 八 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項
- 九 カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項
- 十 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の氏名又は名称及び住所並びに当該施設土地権利者が法人であるときは、その代表者の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- 十一 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の土地の所在及び面積並びに施設土地に関する権利の種別及び内容
- 十二 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が当該申請に係る認定区域整備計画（次条において「申請認定区域整備計画」という。）に記載された認定設置運営事業者であることを示す書面
- 二 当該申請に係る特定複合観光施設の名称及び所在地並びにその概要を記載した書類
- 三 次条第2項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 定款及び登記事項証明書
- 五 第53条第1項の業務方法書
- 六 第54条第1項のカジノ施設利用約款
- 七 第55条第1項の依存防止規程

- 八 第56条第1項の犯罪収益移転防止規程
 - 九 貸借対照表
 - 十 収支の見込みを記載した書類
 - 十一 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
 - 十二 当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者があるときは、当該申請に係るカジノ施設の使用の権原、管理する部分の別及びその方法その他当該カジノ施設の管理及び使用に関し当該認定施設供用事業者との合意内容を示す書面
 - 十三 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
 - 十四 当該申請に係る特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類
- 3 前条の免許の申請は、当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者がある場合には、当該特定複合観光施設に係る第124条の免許の申請と同時にしなければならない。

（免許の基準等）

第41条 カジノ管理委員会は、第39条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。））及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 六 申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること。
- 七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。
- 八 カジノ施設の構造及び設備がカジノ管理委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

- 九 使用しようとする電磁的カジノ関連機器等が、第151条第1項又は第2項の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等であること。
- 十 使用しようとする非電磁的カジノ関連機器等が、第156条第1項の表示が付され、かつ、カジノ管理委員会規則で定める技術上の基準（第74条第1項及び第154条第1項第1号において「技術基準」という。）に適合すること。
- 十一 定款及び第53条第1項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。
- 十二 第54条第1項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 十三 第55条第1項の依存防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ行為に対する依存を防止するために十分なものであること。
- 十四 第56条第1項の犯罪収益移転防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第1条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）のために十分なものであること。
- 十五 カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、当該カジノ行為区画内関連業務がカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2～4 （略）

（免許状等）

第42条 カジノ管理委員会は、第39条の免許を与えたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該免許に係るカジノ事業者の名称、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した免許状を交付しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、第39条の免許を与えないときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

3 免許状の交付又は書換えを受けた者は、当該免許状を亡失し、又は当該免許状が滅失したときは、速やかにその旨をカジノ管理委員会に届け出て、免許状の再交付を受けなければならない。

（会議）

第222条 カジノ管理委員会の会議は、委員長が招集する。

2 カジノ管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 カジノ管理委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第219条第3号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

- 5 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第2項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(審査費用の徴収)

第234条 (略)

- 2 前項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。

3 (略)

- 4 前2項の規定により概算額として納付された額が第1項の費用の額に比し不足があるときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、そのカジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の不足額をカジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。

5～8 (略)

以上